

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
1	2	1-1-6	(3)			搬出入作業用道路	搬出入作業動線について、搬出入車両等の高さ制限があれば御教示ください。	トラックスケールを使用する場合は高さ3.5m以内になります。
2	2	1-1-6	(2)			事業用地範囲	事業用地(約110m×36m)周囲の車路及び管理棟間のスペースに、工事用の重機等を配置することは可能でしょうか。制約となる条件がありましたら、ご教示ください。	事業用地は完成後の施設設置スペースを示しておりますので、本事業の設計時に協議にて対応させていただきます。
3	2	1-1-6	(3)			搬出入作業用道路	事業用地西側(管理棟との間)に車両動線を設ける提案をすることは可能でしょうか。また、設置スペース西側に車両動線がなくとも、周辺既存施設の維持管理には支障がないものと考えて宜しいでしょうか。	用地西側は、管理棟の管理動線となりますので不可とします。
4	5	1-2-1				用語の定義	試運転開始の基準を御教示下さい。	1-1-4に示す、設計・施工期間に行う運転を示します。
5	6	1-2-3				下水汚泥燃料化技術	③に示される「同等以上の信頼性」についての判断基準がありましたらご教示下さい。	②に示す評価もしくは証明を得た企業であり、根幹となる機能や能力等が、損なわれないことを求めます。
6	7	1-2-4	(2)	①		設計・施工に関する業務	既存施設の撤去の項目で照明灯が記載されていますが、機種や配線ルートが分かる図面類のご支給をお願いします。また、配線ラック・ダクト及び埋設部分の配線は撤去範囲外としてよろしいでしょうか。	基本的に撤去を含める事と考えていますが、部分的に撤去が困難な場合は協議とします。また、図面類については入札公告で図書貸与方法を記載します。
7	7	1-2-4	(2)	①		既設埋設配管の切り替え	別紙2「1. 一般平面図(7)～(9)」に記載された配管が該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	10	1-2-8	(3)			基準・指針・仕様等	機械電気設備工事関係において、「建築設備設計基準」が重複して記載されておりますが、誤記でしょうか。	誤記です。
9	10	1-2-8	(3)			基準・指針・仕様等	機械電気設備工事関係において、設備仕様に関する基準・指針がありましたらご教示ください。	P13. 2-1-5に適用する設備仕様とします。
10	10	1-2-9				環境への配慮	本施設内の緑化義務(緑化率のご指定等)はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	10	1-2-9	(3)			交通安全対策	大型車両の通行に制約のある道路、または曜日・時間帯等がありましたら、具体的にご教示ください。	場内においてはp3搬出入ルート、p18 2-3-2施工条件内での作業をお願いします。
12	10	1-2-9	(4)			電波障害発生の防止	周辺に電波障害対策をされている既存施設はありますでしょうか。あれば、施設名と対策内容をご教示ください。	電波障害対策の既存施設については把握しておりません。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
13	10	1-2-9	(4)			電波障害発生の防止	「障害が発生する地域には適切な対策を行うこと」とありますが、適切な対策は講じさせていただきますが、対策に伴う費用については、実施方針別記1のリスク分担表(案)住民対策No. 10に基づき貴市にてご負担いただけますようお願いいたします。	リスク分担表(案)住民対策No. 10は施設の導入についての対策であり、電波障害の原因対策は事業者負担です。
14	12	2-1-4	(3)	③		環境保全	「工事期間中に発生する排水は、適切に処理すること」と記載がありますが、場内排水への返流は可能でしょうか。	ノッチタンク設置など適切な処理の上で、場内返流は可能とします。
15	12	2-1-4	(3)	③		排水	「適切に処理すること」とありますが、排水先及び排水基準について具体的に教えてください。	ノッチタンク設置など適切な処理の上で、場内返流は可能とします。
16	12	2-1-2				ユーティリティ条件	「事業者の負担」とありますが、工事用水(処理水、上水)及び電力については、場内より供給いただけるものと考えて宜しいでしょうか。またその場合、具体的な取合点や使用上限等についてもご教えてください。	場内より供給可能ですが、取合点や使用上限等については、本事業の設計時に協議にて対応させていただきます。
17	12	2-1-4	(3)	①		掘削土砂及び排水	「発生量を抑制するよう努めること」ありますが、場内に残土置場・処分場所がありましたらご教えてください。また、平均地盤高「TP+6.500m」を嵩上げする提案を行うことは可能でしょうか。	嵩上げの提案は可能ですが、各種規制については、ご確認願います。
18	13	2-2-2	(1)	①		西部水処理センターの脱水汚泥	貴市にて新設されるコンベアの搬送能力についてご教えてください。また、搬送量に時間変動がございましたら、併せてご教えてください。	本事業の設計時に協議にて対応させていただきます。
19	13	2-2-2	(1)	②		中部水処理センターの脱水汚泥	搬送トラックの仕様(車両寸法など)についてご教えてください。参考図面等ありましたら提供いただけますでしょうか。	天蓋付汚泥輸送トラック10t車両で、全長約8m全幅約2.5m、荷台寸法は約5.5mで、ダンプ時GLより6.5m程度の高さまで上がります。
20	13	2-2-2	(1)	①		脱水汚泥の供給方法	市が事業者へ供給する脱水汚泥の供給量として、西部水処理センターの脱水汚泥の全量「事業開始時において、平均約53t/日を想定している。」と記載がありますが、機器の容量決定のため、変動幅について御教示をよろしくお願い致します。	別紙3脱水汚泥の設計条件に示すとおりです。
21	14	2-2-2	(2)	④		脱水汚泥性状	表-2-1に表示されている脱水汚泥の性状で「現状」とは事業開始後いつまでとなりますか。また、「将来」はいつから事業終了までとなりますか。	西部水処理センターは燃料化供用開始時までに工事を完了し、中部水処理センターは供用開始後5年程度後を予定しています。
22	15	2-2-3	(2)			計量	①～⑥は全て帳票に自動的に記録される形をとる必要があるでしょうか。例えば、上水などは量水器の検針を前提とする提案を行うことは可能でしょうか。	原則、自動的に記録される形での帳票です。詳細は設計時の協議とします。
23	15	2-2-3	(2)			計量	西部水処理センターの脱水汚泥用に設置する計量装置について、計量方法(自動、非自動等)や型式(特定計量器、検定品等)のご指定はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	15	2-2-3	(2)			計量	既設トラックスケールの天板寸法をご教えてください。	8.5m×3.0mです。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
25	15	2-2-3	(2)			計量	汚水排水量については事業者では計量せず、貴市にて計量されるものと考えて宜しいでしょうか。	事業者で計量若しくは算定して下さい。
26	15	2-2-3	(2)	①		計量	排水量の計量は不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者で計量若しくは算定して下さい。
27	15	2-2-3	(2)	②		計量	排ガス流量計の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	15	2-2-3	(5)	①		ユーティリティ (二次処理水)	取水元である水槽のレベル信号は提供頂けますか。	別紙2(3)電気設備を参照願います。
29	15	2-2-3	(2)			計量	既設トラックスケールでの計量データを本施設の監視制御設備に取り込む必要はあるでしょうか。また、取り込む場合の既設計量設備の改造は貴市のご負担にて対応いただきたく存じます。	トラックスケールの処理装置を汚泥処理棟に移設するため、脱水汚泥棟での信号受渡しをして下さい。
30	15	2-2-3	(2)	③		計量	「中部水処理センターの脱水汚泥の受入量、および本施設で製造された下水汚泥燃料の搬出量は、既設のトラックスケールを使用し計量すること。」と記載ありますが、計量結果について電気信号で提供いただけますでしょうか？	トラックスケールの処理装置を汚泥処理棟に移設するため、脱水汚泥棟での信号受渡しをして下さい。
31	15	2-2-3	(2)			トラックスケールの 管理	計量で使用する既設のトラックスケールの日常管理と整備・更新は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	15	2-2-3	(5)	⑦		ユーティリティ (消化ガス)	「消化ガスは、・・・。なお事業者は消化ガス供給が不足する場合でも本施設の運転継続ができるよう、代替燃料が利用できる設備等を配備しておくこと。」と記載があります。供給量がどの程度まで減少する可能性があるのか御教示をよろしくお願い致します。なお、消化ガス供給量の減少時においても下水汚泥固形燃料化施設で使用する消化ガス量が賅える場合(御回答結果による)には代替燃料の設備は設置不要との理解でよろしいでしょうか。	別紙6消化ガスの設計条件を参照願います。
33	15	2-2-3	(6)	②		監視制御システム	「制御監視システムは・・・。なお、西部水処理センター汚泥処理棟及び市事務所においても本施設全体の運転状況把握ができるよう監視端末を設置すること」と記載がありますが、市事務所の具体的な場所について御教示をよろしくお願い致します。	西部水処理センター管理棟1階の市事務所になります。
34	16	2-2-3	(6)	②		監視制御システム	西部水処理センター汚泥処理棟及び市事務所に設置する監視端末はインターネット経由での遠隔監視でもよろしいでしょうか。また、監視端末機器へのご要望はございますでしょうか。	西部水処理センター内においては、原則として有線接続での監視端末を考えております。
35	16	2-2-3	(6)	②		監視端末	監視端末を設置する市事務所とは、管理棟のことでしょうか。具体的な場所をご教示ください。	西部水処理センター管理棟1階の市事務所になります。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
36	16	2-2-3	(5)	④		雨水排水	下水汚泥固形燃料化施設の敷地内（屋根のある建屋を除く）に降った雨は、プラント排水として取扱ってよろしいでしょうか？	設計時の協議で確認します。
37	16	2-2-3	(5)	③		プラント排水	「排水水質が別紙4の排水排出基準を超過した場合には、排水を停止できる構造とすること」とありますが、水質の連続測定は必要でしょうか。必要な場合、測定項目についてご教示ください。	排水排出基準を満足するような施設を設置願います。
38	17	2-2-3	(10)	①		施設敷地内へのアクセス	供用開始後、下水汚泥固形燃料の搬出車両以外の車両（通勤用自家用車等）のアクセスについては、水処理センター南東側に制限されないと考えて宜しいでしょうか。	維持管理者の通勤用の車両については、指定場所を考えております。契約後の協議にて対応させていただきます。
39	17	2-2-3	(10)	②		既存駐車場	「既存駐車場を使用できる」とありますが、工事作業員用の駐車スペース（50台程度必要と想定）や搬出入車両の待機スペースとして使用することも可能と考えて宜しいでしょうか。	駐車場は他の工事との調整もありますが、最大で普通車両10～20台程度のスペースとなります。
40	17	2-2-4	(5)			設計に関する図書の提出	プラント系統図、計装系統図、配線図のサンプルをご提示お願いします。	図書の貸与方法について入札公告時に示します。
41	18	2-3-2				施工条件	土曜日や祝祭日に施工を行う際の具体的な条件（大型車両の入出場の制限等）がありましたらご教示ください。	土曜日や祝祭日に施工は行わないことを原則としています。
42	19	2-3-3	(2)	①		施工計画書等	「機器製作及び現場施工に関する施工計画書等」とありますが、工場製作機器については機器承諾図書及び検査要領書等が施工計画書等に当たるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりで、「施工計画書」は、②に示す内容が書かれたものを示します。
43	19	2-3-4	(4)			建設副産物等の取扱い	杭施工等で発生する汚泥を産廃処理する際の過積載防止のため、既設のトラックスケールを利用することは可能でしょうか。	トラックスケールは維持管理用のものなので使用できません。
44	20	2-3-4	(8)	①		現場事務所	現場事務所設置スペース（4K×10K×2階程度）及び駐車スペース（50台程度）を提供いただくことは可能でしょうか。	現場事務所の設置スペースは提供出来ます。駐車場は他の工事との調整もありますが、最大で普通車両10～20台程度のスペースとなります。
45	20	2-3-4	(8)	⑧		工事用運搬路	運搬路を良好な状態に保持するとは、具体的にどのような内容を指すのか（道路清掃を指すのか）ご教示ください。	不陸の箇所の整備，土砂の清掃等です。
46	20	2-3-4	(8)	⑩		工事用資器材の置き場	建設用地とは別に、置き場スペース（50m×50m程度）を提供いただくことは可能でしょうか。	契約後の協議にて対応させていただきます。
47	20	2-3-4	(9)			地下埋設物	切り替え対象の既設汚水・雨水管を除き、地下埋設物・支障物の移設・撤去等については、原則追加工事扱いになるものと考えて宜しいでしょうか。	既存施設の撤去は、要求水準書に記載のとおり「舗装・植栽・照明灯・埋設物等」です。また、施設の寸法により事業用地南側のトイレが施設用地になる場合は、トイレの撤去も含まれます。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
48	21	2-3-6	(1)	③		試運転及び性能試験に要する消化ガス等	試運転での汚泥処理により既設焼却炉の運転が不要となる場合は、焼却炉用の消化ガスを使用することが可能であると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	21	2-3-6	(1)	③		試運転及び性能試験に要する消化ガス等	二次処理水及び汚水排水の上限值があればご教示ください。	現時点では指定しません。
50	21	2-3-6	(1)	③		試運転及び性能試験に要する消化ガス等	現在の契約電力量及び使用電力実績値（場内全体及び既存施設別）についてご教示ください。	入札公告時に示します。
51	21	2-3-6	(1)	③		試運転及び性能試験に要する消化ガス等	定格量のユーティリティが使用できないと実施不可能な試験（少なくとも負荷試験～性能試験）においては、焼却炉をはじめとする既存施設の操業調整等のご配慮を頂きたいと存じます。	可能な限り協力致します。
52	21	2-3-6	(1)	⑥		脱水汚泥	試運転時には西部水処理センターと中部水処理センターいずれの脱水汚泥もご提供いただくことは可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	22	2-3-6	(2)	④		定格運転	定格運転とは、汚泥処理量100t/日（p60記載）か、事業者が定めた公称能力（p15記載）での運転か、いずれを指すでしょうか。	定格能力は指定しておりませんので、事業者が定めた公称能力での定格運転となります。
54	22	2-3-7				施工に関する図書	記載のない図書（例えば、マイラー原図及びマイクロフィルム）は含まれないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	24	3-1-2	(3)			消化ガス	消化ガス量については、熱量に応じて換算される前提と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	24	3-1-2	(4)			消化ガス	「超過利用分に対して有償とする」とありますが、単価についてご教示ください。	入札公告時に示します。
57	24	3-1-2	(5)			汚水排水	汚水排水とは、2-2-3(5)③記載のプラント排水を指すものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	24	3-1-2	(5)			汚水排水	「超過排水分に対して有償とする」とありますが、単価についてご教示ください。	入札公告時に示します。
59	24	3-1-2	(8)			補助燃料	本施設では、3-1-2(1)記載の通り、消化ガスを優先して利用するため、あくまでも他の燃料は補助燃料という扱いと考えて宜しいでしょうか。また消化ガスの供給が無い場合は、補助燃料で定格処理をする必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	24	3-1-2				維持管理・運営時のユーティリティ条件	消化ガスおよび汚水排水について技術提案書を越えた分は有償と有りますが、単価は別途提示されるとの理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
61	24	3-1-2	(8)			維持管理・運営時のユーティリティ条件	「～補助燃料としては、都市ガス・LPガス・A重油・軽油・灯油・ガソリン以外の使用は認めない。」とありますが、事業者の責任において外部からバイオマス燃料などを搬入し、補助燃料とすることは認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	24	3-1-3	(3)			有資格者の配置等	「～1年以上の総括責任者としての運転実績を有する者。」とありますが、この条件だと20年間の維持管理・運営期間中に総括責任者を変更する場合は、必ず他の現場で総括責任者を経験した者でなければ本事業の総括責任者に就くことができません。要求水準書においては「～1年以上の総括責任者又は副総括責任者としての運転実績を有する者。」とすることで本施設を熟知した従業員が総括責任者に就くことができるように配慮願います。	「本事業の維持管理運営において、副総括責任者としての2年以上の良好な運転実績を有する者」を追加します。
63	24	3-1-2	(5)			汚水排水	「技術提案値内は無償とし、技術提案値を超えて排水した場合は、超過排水分に対して有償とする」とありますが、排水量は事業者起因の事由以外でも大きな増減が生じ得ることから、排水については、技術提案値にかかわらず全量は無償としていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
64	25	3-2-1	(4)			電気設備保守点検	監督官庁の指導等により事業者が「みなし設置者」と認められない場合や、事業者が事前に貴市の了解を得た上で計画した「再委託」が認められない場合の追加費用については、貴市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者負担とします。
65	26	3-2-1	(6)			エネルギー管理者	事業者は、貴市エネルギー管理者の下でエネルギー管理を行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	26	3-2-1	(8)			分析業務	大気汚染防止法等の関係法令の改正により分析項目が追加となった場合には、その分析費用は貴市より御負担いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	27	3-2-1	(11)			見学者及び周辺住民対応	見学者用リーフレットについて、事業者はリーフレット原稿の作成のみで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	27	3-2-1	(11)			見学者及び周辺住民対応	「・・・また、見学者用リーフレットを作成すること。なお、リーフレットの著作権は市に帰属するものとする。」と記載がありますが、リーフレットの印刷は市様で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	27	3-2-1	(11)			見学者及び周辺住民対応	「見学者の対応については市で行うが、事業者はこれに協力すること。・・・」と記載がありますが、受付等の主体的な業務は市様が行い、事業者はあくまで市様が行う業務の補助業務との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	27	3-2-1	(10)			見学者対応	見学者用の駐車スペースやトイレを施設内に設ける必要はあるでしょうか。	事業用地内には不要です。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
71	28	3-2-2	(3)			年間維持管理計画書	本計画書を指定された期日までに提出することにより、事業者が予定する定休日等について、貴市にてご調整いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	P31. 3-2-4に基づいて市にて調整を行います。
72	28	3-2-2	(3)			年間維持管理計画書	既設設備の定期点検及びそれに伴うユーティリティの供給停止や排水制限等により、本施設の運転に制約（操業停止等）を受ける期間・日程について明示してください。	契約後の協議にて対応させていただきます。
73	31	3-2-4	(3)			脱水汚泥の受入条件	西部水処理センターの受入条件は24時間連続とありますが、点検やメンテナンスでの停止頻度についてご教示ください。	脱水機については定期で予備機と切り替えながら点検修理を行いますが、長期停止が必要な場合は事前協議を行います。またコンベヤについては不定期の点検ですが、同様に長期停止が必要な場合は事前協議を行います。
74	31	3-2-4	(5)			汚泥の外部処理	外部処理（場外搬出）した場合の単価をご教示ください。	西部水処理センターから外部処理を行う事のないように設計して下さい。事故等により万が一外部処理が必要な場合は、市が排出事業者となりますが、処分先の選定と確保、及び費用負担については事業者となります。
75	31	3-2-4	(6)			計画供給量を超える汚泥を処理した場合	「処理に要した費用を市が支払う」とありますが、入札時には計画供給量に対して、事業者リスクなどを考慮し固定費・変動費を算出しております。従いまして、計画供給量を超過した場合は、変動費・固定費ともに処理量に応じた費用のお支払いをお願いします。	入札公告時に示します。
76	31	3-2-4	(1)			脱水汚泥の受入れ	「(1)事業者は～。なお、福岡市全体の汚泥の発生状況によっては、西部および中部水処理センター以外の脱水汚泥を供給することがあるものとする。」と記載があります。供給される汚泥性状は提示されている西部および中部水処理センターの性状に準じる（変動幅内）との理解でよろしいでしょうか。異なる際には御提示頂きたくよろしくお願い致します。	西部及び中部水処理センターの汚泥性状に準じることはありませんが、下水道法を満足する汚泥であります。
77	31	3-2-4	(3)			脱水汚泥の受入れ表-3-1	「表-3-1 脱水汚泥の受入条件」の下部に「※脱水汚泥の発生量は平均で53t/日であるが、性状・量が変動することを十分考慮すること。」と記載があります。性状に関しては提示されている西部および中部水処理センターの性状範囲内との理解でよろしいでしょうか。	提示している汚泥性状は、限られた期間の中でのサンプルであるため、提示した性状範囲内とは限りません。ただし、下水道法を満足する汚泥であります。
78	31	3-2-4	(3)			脱水汚泥の受入れ表-3-1	場外脱水汚泥受入設備の機器容量選定に当たって受入れスケジュールの情報が必要です。想定される搬入スケジュールについてご教授願います。（一日の搬入車の台数、搬入時間間隔、複数台の同時搬入の有無。）	6～7台（10tトラック程度）が7時～18時に不定期で搬入します。また、市内の汚泥処理処分の状態によっては、夜間や日曜・休日に搬入することも想定して、受入体制を整えてください。
79	31	3-2-4	(3)			脱水汚泥の受入れ表-3-1	中部水処理センターの脱水汚泥運搬車両の形式、寸法、最大積載量、ダンピング時最大高さ、及び回転半径をご教授願います。	天蓋付汚泥輸送トラック10t車両で、全長約8m全幅約2.5m、荷台寸法は約5.5mで、ダンピング時はGLより6.5m程度の高さまで上がります。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
80	31	3-2-4	(5)			脱水汚泥の受入れ	「市の責に帰すべき場合を除き、次に示す場合、事業者は汚泥の外部処理（搬出を含む）に要した費用を負担しなければならない。ただし、搬出事業者は市とする」と記載があります。別紙3（要求水準書（案）60～68頁）に記載されている変動幅を逸脱したことによる処理量低下は市様の帰責事由との理解でよろしいでしょうか。	変動幅は限られた期間の中でのサンプルであるため、最大変動幅ではありません。下水道法を満足する汚泥であれば処理出来るものと考えております。
81	32	3-2-6				下水汚泥固形燃料の買取	「下水汚泥固形燃料を1t当たり100円（税抜）で全量買い取ること」とありますが、将来にわたって、20年間単価は固定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	33	3-2-10	(3)			基準値及び判定方法	表3-2-7によると、ばいじんの連続測定は必須ではないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	33	3-2-10	(3)			基準値及び判定方法	本施設が大気汚染防止法におけるばい煙発生施設のうち、「廃棄物焼却炉」以外の施設に該当すると貴市環境部局が判断された場合、表3-2-7の対象物質及び基準値は見直しができるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	35	別紙1	2	(6)		搬出土などの処分	「工事で発生した建設残土は、適切に処分すること」とありますが、場内に残土置き場や処分場所はありますでしょうか。或いは全て場外自由処分とする主旨でしょうか。	残土の数量により、自由処分か指定処分か分かりますので、設計時に協議を行います。
85	35	別紙1	3	(2)		用途地域	「準工業専用地域」とありますが、「工業専用地域」を指していると考えて宜しいでしょうか。それとも「準工業地域」でしょうか。	「準工業地域」の誤記です。
86	35	別紙1	3	(5)		日影規制	既存施設は現在の規制を満足していると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	36	別紙1 4				敷地測量資料	事業用地の東側長手方向（110m）の植栽部分は事業用地として利用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	36	別紙1 4				敷地測量資料	事業用地の西側長手方向（110m）の場内道路は事業用地として利用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	37	別紙1	5			土質状況	事業用地の直下のデータはありますでしょうか。また、土質調査報告書全冊のデータを確認させていただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
90	37	5				土質状況	図1（2）土質調査位置図に記載以外の箇所（管理棟付近等）について、地質調査資料の提示は可能でしょうか？	提示したもので判断願います。
91	43	別紙2	1	(1)		脱水汚泥	点検時等の臭気対策の観点から、屋外で受け渡し（防臭カバー設置）するのではなく、汚泥処理棟内部で受け渡しを行う提案も可能としていただきたく存じます。	設計時の協議で確認します。



要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
92	43	別紙2	1	(1)		脱水汚泥	責任分界点の地上（床上）高さについてご教示ください。	取り合い点のコンベアは、別途設計を同時期に考えておりますので、本事業の設計時に協議にて対応させていただきます。
93	43	別紙2	1	(1)		脱水汚泥	汚泥処理棟から本施設までの汚泥搬送設備設置エリア（搬送ルート）について、周辺設備の維持管理の観点から制約となる条件がありましたらご教示ください。	取り合い点のコンベアは、別途設計を同時期に考えておりますので、本事業の設計時に協議にて対応させていただきます。
94	43	別紙2	1	(1)		脱水汚泥	取合工事について、請負業者が特に留意すべき作業・見込むべき費用はありますでしょうか。また、既設設備停止を伴う作業となりますでしょうか。	取り合い点のコンベアは、別途設計を同時期に考えておりますので、本事業の設計時に協議にて対応させていただきます。
95	44	別紙2 1	(2)			一般平面図 二次処理水	参考ルートの立面図のご支給をお願いします。	提示したもので判断願います。
96	44	別紙2	1	(2)		二次処理水	取合工事について、請負業者が特に留意すべき作業・見込むべき費用はありますでしょうか。また、既設設備停止を伴う作業となりますでしょうか。	短時間の設備停止は必要になるかと考えておりますが、詳細は本事業の設計時に協議対応させていただきます。
97	44	別紙2	1	(2)		二次処理水	取水地点から汚泥処理棟間に既設の配管ラックやサポートがある場合、新設配管支持用に利用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりですが、本事業の設計時に協議対応させていただきます。
98	45	別紙2	1	(3)		消化ガス配管	取合工事について、請負業者が特に留意すべき作業・見込むべき費用はありますでしょうか。また、当該管の責任分界点はバルブ止めが可能なフランジ渡しとなるでしょうか。或いは既設設備停止を伴う作業となりますでしょうか。	バルブ止めフランジで考えていますが、本事業の設計時に協議対応させていただきます。
99	45	別紙2	1	(3)		消化ガス配管	責任分界点から本施設までの配管ルート（地上、埋設）について、特に制約はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、他の配管とまとめて頂く等の配慮を願います。
100	46	別紙2	1	(4)		温水配管	取合工事について、請負業者が特に留意すべき作業・見込むべき費用はありますでしょうか。また、当該管の責任分界点はバルブ止めが可能なフランジ渡しとなるでしょうか。或いは既設設備停止を伴う作業となりますでしょうか。	ご理解のとおりですが、本事業の設計時に協議対応させていただきます。
101	46	別紙2	1	(4)		温水配管	責任分界点から本施設までの配管ルート（地上、埋設）について、特に制約はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、他の配管とまとめて頂く等の配慮を願います。
102	46	別紙2 1	(4)			温水配管	温水配管の責任分解から熱交換器までの配管は貴市の設計、施行範囲となりますが、責任分解点から燃料化設備側の温水配管の保有水量を含め膨張タンクは貴市で設計、施工いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙2（4）温水配管に記載しているとおり、本事業範囲となります。
103	47	別紙2	1	(5)		上水配管	当該管の責任分界点はバルブ止めが可能な状態でしょうか。また、直結給水方式での使用を考えていますが、問題ないでしょうか。	バルブ止めはございません。水道本管とは縁切りされており、高架水槽からの給水となりますので、直結でも問題ありませんが必要圧力の確認をお願いします。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
104	47	別紙2	1	(5)		上水配管	図2(7)の責任分界点以外に分岐可能な箇所がある場合は、分岐箇所（責任分界点）を変更させていただくことは可能でしょうか。	本事業の設計時に協議対応させていただきます。
105	48	別紙2	1	(6)		電気配線	受電ケーブルについて「既設ケーブルラックに敷設し」とありますが、既設エリアに他のケーブル敷設が必要となった場合、受電ケーブル同様に既設ケーブルラックを使用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	49	別紙2	1	(7)		場内汚水	既設汚水管の詳細な図面等を確認させていただけないでしょうか。また、切替工事において、工事上の制約条件がありましたら具体的にご教示ください。	既設完成図書で確認ください。図書の貸与方法については入札公告時に示します。
107	50	別紙2	1	(8)		場内雨水	既設雨水管の詳細な図面等を確認させていただけないでしょうか。また、切替工事において、工事上の制約条件がありましたら具体的にご教示ください。	既設完成図書で確認ください。図書の貸与方法については入札公告時に示します。
108	54	別紙2	2	(3)		電気設備	中継端子盤の具体的な設置場所についてご教示ください。	脱水機更新工事に合わせて汚泥処理棟電気室内に設置予定であるため、事業用地から汚泥処理棟まで土中埋設若しくは高架での配管配線を行い、汚泥処理棟内においては露出管で配管配線をお願いします。
109	54	別紙2 2	(3)			電気設備	監視端末PCへの電源供給工事は市にて行うとなっておりますが、停電対策用UPSも貴市でご準備いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	54	別紙2 2	(3)			電気設備	市にて設置される中継端子盤の設置場所をご教示ください。また、そこへの配線ルートを図面のご支給をお願いします。	脱水機更新工事に合わせて汚泥処理棟電気室内に設置予定であるため、事業用地から汚泥処理棟まで土中埋設若しくは高架での配管配線を行い、汚泥処理棟内においては露出管で配管配線をお願いします。
111	56	別紙2 2	(5)			ユーティリティ取合い(1/2)	本事業施工範囲に関する上水配管について、指定業者による施工が必要でしょうか。	場内のプラント用上水配管につき指定業者の必要はございません。
112	57	別紙2	2	(6)		生活排水・雨水排水	接続可能な汚水樹、雨水樹または近傍の雨水側溝について、具体的にご教示下さい。	別紙2（7）（8）（9）にて判断願います。
113	57	別紙2	2	(6)		生活排水	排水水質に制限はありますでしょうか。また、接続に際して必要書類はありますでしょうか。	書類は必要ありませんが、汚水排水の基準は別紙4 2. のとおりです。
114	60	別紙3	1			脱水汚泥性状の予測	各水処理センターでの脱水機の改修時期を御教示下さい。	西部水処理センターは燃料化供用開始時までに工事を完了し、中部水処理センターは供用開始後5年程度後を予定しています。
115	60	別紙3	2	3)		汚泥受入割合	中部汚泥の搬入量は、搬入トラックの台数単位（例えば10tダンプの場合は10t単位）での調整となるでしょうか。	積み込み時の多少の増減は考えられますが、原則、ご理解のとおりです。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
116	60	別紙3	2	表3(2)		脱水機の更新	「更新は未定」とありますが、更新時期を明示いただくことは出来ないでしょうか。明示が困難な場合、各社見積条件を統一するため、入札時のライフサイクルコストについては、更新前の汚泥性状をベースに算出することを条件としていただけないでしょうか。	西部水処理センターは燃料化供用開始時までに工事を完了し、中部水処理センターは供用開始後5年程度後を予定しています。
117	65	別紙3 2	4)	表3(3)		ライフサイクルコスト	将来のライフサイクルコストの算出開始日をご教授願います。	西部水処理センターの脱水機は燃料化供用開始時までに工事を完了し、中部水処理センターの脱水機は供用開始後5年程度後を予定しています。
118	66	別紙3 2	4)	表3(4)		ライフサイクルコスト	当初のライフサイクルコストの算出終了日をご教授願います。	西部水処理センターの脱水機は燃料化供用開始時までに工事を完了し、中部水処理センターの脱水機は供用開始後5年程度後を予定しています。
119	69	別紙4	1			用水	用水の仕様は表4(1)に明示されている条件で設計し、異物(藻や砂等)の混入の恐れはないものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
120	70	別紙5 3				排出ガス基準	「本施設からの排ガス基準は排出口において下表の基準値を満足するものとする。」と記載がありますが、設計にあたり別途内規等はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	70	別紙5	1, 2			敷地境界	表中にある「敷地境界」とは、P2の図-1-1にある「西部水処理センター敷地境界」を指すと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	70	別紙5	3			排出ガス基準	本施設が大気汚染防止法におけるばい煙発生施設のうち、「廃棄物焼却炉」以外の施設に該当すると貴市環境部局が判断された場合、表5(3)の規制値は必要に応じて見直しができるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	73	別紙6	1	(2)		消化槽加温状況	消化槽加温における性能確認は、加温温度(36℃)で行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	73	別紙6	1	(3)		消化ガス成分	平成26年度の硫化水素の最高値が70ppmとありますが、管理値は何ppmでしょうか。また、シロキサン含有量のデータはありませんでしょうか。	硫化水素の管理値は10ppmとなっています。
125	75	別紙6 1	(5)			消化槽加温熱量	消化槽加温設備の汚泥熱交換器の温水温度(行き、戻り)をご教授願います。	提示した条件より、必要な温水温度をご検討下さい。
126	75	別紙6	1	(6)		消化槽更新工事予定	表6(5)で事業者が熱交換器を設置した場合、H33～H35は間接加温になるのではないのでしょうか。	ガス攪拌ー間接加温となります。
127	76	別紙6	3	(3)		加温が不足する場合	本施設の廃熱による加温から加温ボイラによる加温への切替運転及びそれに必要な切替弁等の設置は、貴市にて行われるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	78	別紙8	1	(2)	ウ	容量	施設の公称能力として汚泥の負荷変動に対し適切な裕度を確保することで、西部水処理センターの汚泥貯留が不要、もしくは7日間よりも短縮が可能な場合は、貯留量を事業者の提案により400m <sup>2</sup> 以下に設定することは評価いただけますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
129	78	別紙8	1	(2)	オ	脱水汚泥の飛散、臭気拡散	脱水汚泥の飛散、臭気拡散の対策を適切に実施すれば、当該設備を建屋内に配置する必要はないものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
130	79	別紙8	1	(5)		汚泥燃料化物貯蔵設備	下水汚泥固形燃料が無臭であり脱臭の必要がない場合、建屋内の脱臭は不要と考えて良いか御教示下さい。	常時必要とは考えておりませんが、予測し得ない事態の際にも、臭気を漏洩させないために、臭気レベルに応じた脱臭装置の設置をお願いします。
131	80	別紙8	1	(11)		3系消化槽熱交換器	熱交換器は3系消化槽の更新にあわせての設置でも問題ないのでしょうか？	3系消化槽の熱交換器設置が必要な場合は、燃料化事業と同時期の完成として下さい。
132	80	別紙8	1	(7)	カ	規制値	「悪臭防止法に基づく2号規制を遵守すること」とありますが、一方でp71の表5(4)では福岡市悪臭対策指導要綱に基づく悪臭規制基準が示されております。どちらが正でしょうか。	P80では煙突から排出される排ガスを2号規制として、排ガス量、煙突高さ、流速等を決定する基準としております。P71では、脱臭装置の性能や能力等を決定する基準としております。
133	80	別紙8	1	(7)	キ	白煙防止	白煙防止を行うことにより、補助燃料消費量及びCO2排出量の増加が見込まれ、固形燃料の製造・有効利用による地球温暖化防止効果を損なうことになります。白煙防止条件を除外或いは緩和いただきたく存じます。	要求水準書に記載のとおり、白煙防止は必要とします。
134	82	別紙8	2	(3)		非常用発電設備	西部水処理センター内での計画停電についての明記がありません。実施時期及び期間(何時間)についてご教示ください。	3年に一回12月頃、半日程度の停電で数日に渡り実施しています。
135	86	別紙8	3	(2)			主要な設備は屋外設置とありますが、臭気、塩害対策を実施した上で屋外設置を認めていただけないでしょうか？	臭気の発生する可能性のある主要な設備について、屋内設置を求めています。要求水準書に追記します。
136	86	別紙8	3	(1)	キ	建築構造物	施設の一部を建屋とし、建屋基礎・景観壁基礎・燃料化施設基礎を一体構造とした場合、V類(建築構造物)として設計するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書P.85に示すとおりです。
137	86	別紙8	3	(2)		屋外消火栓・消防用水	既存施設の延床面積(全階及び地上1・2階のみ)及び既存施設の屋外消火栓・消防用水の設置位置をご教示下さい。	既設完成図書で確認ください。図書の貸与方法については入札公告時に示します。
138	86	別紙8	3	(2)	ア	主要な設備類	主要な設備類とは具体的に何を指すでしょうか。主要な設備類には燃料化施設(汚泥燃料化設備)は含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	臭気の発生する可能性のある主要な設備について、屋内設置を求めています。要求水準書に追記します。
139	86	別紙8	3	(2)	ア	主要な設備類	主要な設備類以外の設備は屋外に配置が可能ですが、その場合は(1)構造計画に記載がありますように、周辺に景観壁の設置が必要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	86	別紙8	3	(2)	ア	見学者の窓等	見学は外部からだけでなく、施設内部に案内することは必須でしょうか。また、その場合見学者専用の通路を設ける必要があるでしょうか。	行政視察等で燃料化施設の調査においては施設内部を案内することを想定していますが、見学者専用の通路を設けることを義務付けてはいません。
141	86	別紙8	3	(2)	ア	見学者の窓等	見学者の動線について、身障者への配慮は必須でしょうか。	施設外部からの見学に対しては配慮を願います。

## 要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
142	86	別紙8	3	(2)	エ	延焼拡大の防止	設置スペース(110m×36m)と周辺施設(管理等、MAP造粒棟、焼却炉棟)との距離はそれぞれ何mでしょうか?隣棟間距離が不足する場合、周辺施設に対する延焼防止対策の追加は必要でしょうか。或いは、周辺施設の対策は処置済みでしょうか。	建築基準法第2条第6号に基づき、同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物)については、相互の外壁間の中心線から、1階にあつては3m以上、2階以上にあつては5m以上の離隔が必要であり、離隔が取れない場合は延焼防止対策が必要となります。
143	86	別紙8	3	(2)	カ	設計計画	「自動火災報知機を設置し・・・」とありますが、接続点及び接続点までの配線ルートをご教示下さい。	汚泥処理棟2階の中央監視室に設置の火災受信機盤に接続をお願いします。
144	86	別紙8	3	(3)	ア	建築申請業務	本施設に関する都市計画の位置決定、または建築基準法第51条但し書きによる許可手続は、開札前に貴市にて完了をお願い致します。	本市にて対応します。
145	87	別紙9				分析管理項目	排出ガスのうち、水銀の測定頻度についてご指定はあるでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、指定はございません。御提案願います。